

電離放射線健康診断結果報告書を 労働基準監督署に必ず提出ください 労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年2回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、雇い入れ・配置替えの際とその後6か月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

※雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。

※6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、

- ・医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- ・健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

6か月以内ごとに1回の定期の電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で**100mSv**かつ1年間で**50mSv**となっています。

改正内容の詳細はこちら⇒



電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診 報告書

検索

様式第2号(第58条関係) (表面)

電離放射線健康診断結果報告書

標準字体
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

帳票種別	80307			労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	「被一括事業場番号」										
対象年	7:平成 9:令和 [数字] 1~9年は右]			(月～月分) (報告回目)			健診年月日	7:平成 9:令和 [数字] 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右												
事業の種類							事業場の名称													
事業場の所在地	郵便番号 () 電話 ()																			
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数		人												
従事労働者数	男 人	女 人	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	線源の種類	線源コード <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td></tr></table>	□	□	線源コード <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td></tr></table>	□	□	線源コード <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td></tr></table>	□	□		
□	□	□	□																	
□	□																			
□	□																			
□	□																			
有所見者数 (受診所見の内訳は裏面に記入すること。)	男 人	女 人	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	具体的な内容 ()											
□	□	□	□																	
実効線量による区分				眼の水晶体の等価線量による区分				皮膚の等価線量による区分												
受診労働者数	1 検出限界未満の者	男 人	女 人	人	検出限界未満の者	男 人	女 人	人	検出限界未満の者	男 人	女 人	人								
		計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□		□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□
	□	□	□	□																
	□	□	□	□																
	□	□	□	□																
□	□	□	□																	
2 5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人	女 人	人	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人	女 人	人	150ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人	女 人	人									
	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□		□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
3 5ミリシーベルトを超える者(20ミリシーベルト以下の者)	男 人	女 人	人	20ミリシーベルトを超える者(50ミリシーベルト以下の者)	男 人	女 人	人	150ミリシーベルトを超える者(500ミリシーベルト以下の者)	男 人	女 人	人									
	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□		□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
4 20ミリシーベルトを超える者(50ミリシーベルト以下の者)	男 人	女 人	人	50ミリシーベルトを超える者	男 人	女 人	人	500ミリシーベルトを超える者	男 人	女 人	人									
	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□		□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人		□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□	□	□	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
□	□	□	□																	
5 50ミリシーベルトを超える者	男 人	女 人	人																	
	計 <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> 人	□	□	□	□															
□	□	□	□																	

ページ

□

 / 総ページ

□

産業医 氏名
所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。